

電子縦覧対象業務

令和 8 年度

業務番号.....7公調.....第 65 号

業務名 三沢漁港調査・機能保全計画書更新業務委託

特記仕様書

.....三沢市港町1丁目 地内外.....

青森県三八農林水産事務所
八戸水産事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」、国土交通省港湾局制定「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」、水産庁漁港漁場整備部制定「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 8 年 11 月 30 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置しない。

第 4 条 打 ち 合 わ せ 等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合わせは、

3 回とする。業務の主要な区切りは、機能保全対策検討時とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

必要の都度協議とする。機能保全計画書。

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

業務概要

本業務は、三沢漁港内の以下の道路を対象に舗装点検要領に基づく老朽化調査を行い、調査結果に基づき機能保全計画書の更新を行う。

- ・ 三沢漁港 27. A 道路 L=488. 5m、28. B 道路 L=689. 1m、29. C 道路 L=257. 0m、31. E 道路 L=37. 0m、32. F 道路 L=37. 0m 、33. G 道路 L=513. 7m、34. H 道路 L=194. 7m 計 7 施設

- ・ 簡易調査(簡易項目)において、老朽化箇所の検測を実施する。
- ・ 調査結果に基づき機能保全計画書を更新する。

舗装点検要領に基づく老朽化判定を行う。LCC の算出及び工法比較を行っていない施設については当業務で実施する。そのほか水産庁の機能保全計画計画策定の手引き (R6. 4) の様式にあわせて体裁を整える。

第2条 ~~B I M / C I M~~の活用について

~~——(発注者指定型・費用計上あり)——~~

~~——本業務は、漁港漁場関係事業で準用する「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M / C I M活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。——~~

~~——(活用の目的及び活用内容を記載)——~~

~~——当初積算では、以下を想定した費用を計上したものであり、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。——~~

~~——(見積聴取の際に設定した仕様を記載)——~~

~~——なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。——~~

~~——受注者の希望により実施する場合の費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。——~~

~~——(発注者指定型・費用計上なし)——~~

~~——本業務は、漁港漁場関係事業で準用する「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M / C I M活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。——~~

~~——(活用の目的及び活用内容を記載)——~~

~~—なお、当初積算では実施にかかる費用は計上していない。業務受注後、打合せ等により目的、活用内容及び仕様等を決定し、発注者が必要と認めるものに限り変更時に費用を計上する。~~

~~—また、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。~~

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、漁港漁場関係事業で準用する「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 遠隔臨場の活用

本業務の実施にあたり発注者による現地立会が必要な場合、遠隔臨場により立合等を実施することができる。遠隔臨場の実施方法等は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」（青森県県土整備部）による。

なお、要領中の「土木工事共通仕様書」等の基準類は、本業務において適用する共通仕様書等に読み替えるものとする。

(掲載ページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/enkakurinjo.html>)

第4条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンスの実施対策業務である。実施内容については下記のとおりとし、受発注者相互に協力し取り組むものとする。
 - ① 昼休みや16時以降開始の打合せは行わない
 - ② 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日にしない
 - ③ ノー残業デーは勤務時間外の依頼をしない

- ④ 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない
- ⑤ 作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑥ 水曜日及び金曜日は受注者が定時に帰宅できるよう心掛ける
- ⑦ 受注者に対し定時間際・定時後の依頼を行わない
- ⑧ 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する

ー 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準＜漁港漁場整備課 HP＞

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/gyoko/gyoko_siyousyo.html

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)2 部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1 部

2. その他

(1) 現地調査写真集1 部 (報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....

第2条

調査・設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
契約担当者	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
契約担当者	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月1回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
契約担当者	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている場合、 契約後遅滞なく	1	11 条
契約担当者	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望する とき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において一層の生産 性向上の検討の余地が残されてい る場合	1	1209 条